

## 賀茂別雷神社領備前国竹原荘の守護請について

辰 田 芳 雄

はじめに

賀茂別雷神社文書は京都府教育委員会により調査・整理され、文書の保管場所やその性格・機能などの分類に基づき二〇〇三年に『賀茂別雷神社文書目録』<sup>(1)</sup>(以下「目録」と略す)が作成された。本稿は、「目録」の分類に導かれて、備前国竹原荘関連の約三〇〇通の文書を調査した成果である。<sup>(2)</sup>

須磨千頼は、「目録」の刊行以前に賀茂別雷神社文書を研究対象にし、早くから精力的に社領荘園や氏人組織などの研究を進めてきた。能登国土田荘については、延徳初年から永正初年(一四八九〜一五〇四)の史料を用いて、守護畠山氏の請所から土倉野洲井が公用錢を請取る活動を明らかにした。また、競馬神事で特別な地位を占める美作国倭文荘についても論究し、同荘の永正二年(一五〇五)から天正十一年(一五八三)までの公用錢算用状などを利用して年貢収取の実態にも迫った。<sup>(3)</sup>しかし、「目録」刊行以後に、これを利用した社領荘園の研究は多くない。<sup>(4)</sup>

賀茂別雷神社文書を利用した守護請の研究は前述した能登国土田荘のものがあるが、その成立の契機や支配の構造の分析は十分ではない。そこで、本稿は美作国倭文荘と同様吉井川を利用して年貢を運んだと思われる備前国竹原荘における年貢(公用錢)の守護請について考察する。

戦国期の播磨・備前・美作の三国は、赤松氏の守護領国であった時期が長い。従って、竹原荘の守護請の考察は、これまでに蓄積されてきた赤松氏研究の諸論考を基礎としている。<sup>(5)</sup>

### 一 宇喜多久家書状三通の確認

『目録』に見えるI収蔵庫A卷子装文書二八六通の重書は、すでに史料纂集古文書編『賀茂別雷神社文書』<sup>(6)</sup>(一九八八年)として翻刻刊行されている。その中には竹原荘関係の文書も含まれ、巻第一七の四(以後IA一七―四と略す)に年未詳十一月二十四日備前国竹原庄代官久家書状<sup>(6)</sup>①、IA二〇―六に永正七年(一五一〇)二月日野村職久備前国竹原庄代官職請状がある。後者は、赤松氏被官野村職久が永正七年に竹原荘の代官に就任した際の請文である。前者①は後者に次いで補任された代官久家の書状である。

前者①の差出所久家は、すでに川戸貴史が指摘した通り宇喜多久家である。<sup>(9)</sup>以下に図版1に示す花押を検討しつつ考証する。①の花押は、②年未詳四月二十七日、難波豊前殿宛、宇喜多久家書状(備前難波家文書)<sup>(10)</sup>のそれと同一である。この書状は「松泉院殿様」の文言の存在により赤松政則の死後のものと判明するので、明応五年(一四九六)以後のものである。このウワ書では久家の官途名は三河守である。次に③延

(1) 賀茂別雷神社領備前国竹原荘の守護請について(辰田)



③ 備前西大寺文書



② 備前難波家文書



① I A 17-4



⑤ F240



④ F226

図版1 宇喜多久家の花押

徳四年（一四九二）七月二十五日、宇喜多久家寄進状（備前西大寺文書<sup>①</sup>）があり、この花押は左足と横線の交点部分に若干の相違があるものの、①のそれとほぼ同じである。この時の久家の官途は藏人佐である。なお、①は、『目録』Ⅱ土蔵F諸莊園二二九（以後F二二九などと記す）六月十日兵庫助氏明・甲斐守季広連署書状案の分析により永正十年（一五二三）の書状とわかる（これは第四章「永正十年における竹原荘の守護請成立過程」で詳述する）。従って、③が古く①と②とはほぼ同時期であり、宇喜

多久家は官途名を藏人佐から三河守に変えたことがわかる。さらに、賀茂別雷神社文書にはF二二六とF二四〇の宇喜多久家書状がある。この二通の書状の花押（図版1④・⑤）は①の花押と同一で、第四章の後半で示す通り永正十一年（一五一四）のものである。

従来、宇喜多能家は久家の子で、明応六年（一四九七）以後に浦上宗助や則宗に従って松田氏と交戦して戦功をあげたとされてきた<sup>⑬</sup>。その理由は、明応五年以後とされる②以外に宇喜多久家の活動徴証がなく、その結果久家に代わり能家が当主となって活躍したと考えられていたからである。しかし、宇喜多三河守久家は永正十年以後備前国竹原庄の国代官として活動している。一方、宇喜多能家についての最も古い一次史料は永正十六年（一五一九）二月十一日、宇喜多能家寄進状（備前西大寺文書<sup>⑬</sup>）である。また、能家の戦功に関する一次史料の初見は、永正十六年の三石城合戦に懸かる（永正十七年）正月十二日、宛所宇喜多和泉守（能家）、浦上村宗感状写<sup>⑭</sup>である。

永正十年から同十一年までの時期に宇喜多久家が赤松義村や浦上村宗のもとで竹原荘の国代官として活動していたことが確認できたことにより、宇喜多久家と能家の父子関係や、『宇喜多能家寿像画賛』・『備前軍記』の永正十六年以前の記載内容の真偽は再検討される必要がある。

## 二 備前国竹原荘の概要

備前国竹原荘は、現在の岡山市東区竹原付近に位置する。I A 三一二寿永二年（一一八三）十一月四日後白河院庁下文に「云点定之船、云水手之催、不准他所、早停止」とあるように、上賀茂神社領山田庄・竹原荘の両荘は吉井川に近く、船や水手を有する有力な莊園であった。両荘の上流域には万富東大寺瓦窯跡や『一遍上人絵伝』に見られる福岡市もあり、吉井川の川運を利用した物流があり、公用も京上されていた。I

A二〇—二文明十二年(一四八〇)四月日装束新調庄役注文には、五月五日の競馬神事に参加する莊園二〇か所が挙げられている。そのうち、美作国倭文莊・備前国山田庄・竹原莊の三か所は、いずれも吉井川水系に位置する。

竹原莊は、大正期の行政単位では岡山県上道郡角山村にあたる。近隣には山科家領居都莊、禁裏御料鳥取莊など戦国期にも年貢が上納された莊園がある。また、宇喜多氏が拠点とした砥石城跡、新庄山城跡、沼城跡が近在し、とりわけ新庄山城は竹原莊内である。

現在の竹原莊の地には竹原神社と称する神社がある。これは、大正二年(一九一三)十月十四日に貴船神社と村社片岡神社を合祀して、竹原神社と改称したもので、上道郡角山村大字竹原字古宮にあった<sup>(17)</sup>。山田莊には貴船神社、美作国倭文莊には貴布禰神社がある。おそらく、これらは賀茂別雷神社の撰社の新宮神社(祭神は高麗神)を勧請したものである。賀茂別雷神社には撰社(八社)や末社(十六社)があるが、撰社のうち、片山御子神社(片岡社)<sup>(18)</sup>と新宮神社は特に重要である。それは、社司・氏人の置文に付く起請文の罰文に「当社大明神并片山 貴布禰大明神」と記されることでもわかる。賀茂社領莊園では、賀茂社・貴布禰社・片岡社の祭神の勧請により莊園経営がはかられていたと思われる。

榎原雅治は、竹原莊を以下のように紹介している。<sup>(21)</sup>①寿永二年には備前国山田莊とともに上賀茂神社領であった。②鎌倉時代末には領家が大安寺で地頭職は根岸季兼であったが、職務を懈怠したので子の根岸季親が元亨二年(一三二二)に補任された。<sup>(22)</sup>③賀茂別雷神社文書の卷子装文書のうちに久家代官職請文と野村職久代官請文があり、後者の永正七年の請文では公用銭は六五貫文で競馬用途に宛てられた。④久家書状では公用銭は「根岸伊賀守」の定めた通りに納めるとするが、伊賀守は根岸季兼の後裔であろう。⑤嘉吉元年(一四四一)九月二十四日、幕府によ

り「上原対馬守」に一時預置かれた。以上の五点にまとめられる。③・④久家は上述の如く宇喜多久家であり、その請文は永正十年である。根岸は竹原地域に字名が残り、竹原神社の氏子代表にもその名がある。⑤「上原対馬守」は守護赤松政則の被官上原祐貞である。嘉吉の乱後、竹原莊や尾張保は上賀茂社の直務となるものの、延徳二年(一四九〇)には「上原対馬守」が再び勢力を及ぼすようになったと思われる。<sup>(23)</sup>

### 三 竹原莊関連文書の整理

賀茂別雷神社文書のうちの主要な竹原莊関連文書は、書状F二二六―二四二・F二五四、Ⅱ土蔵Ⅰ算用状四諸国庄園二三六―二四七(以下I二三六などと略す)である。後者の算用状は年代がすべて示されている。そこで、前者の書状群について『目録』の記載情報の修正と年代決定を行った(表1)。すると、二つの塊に分類できる。

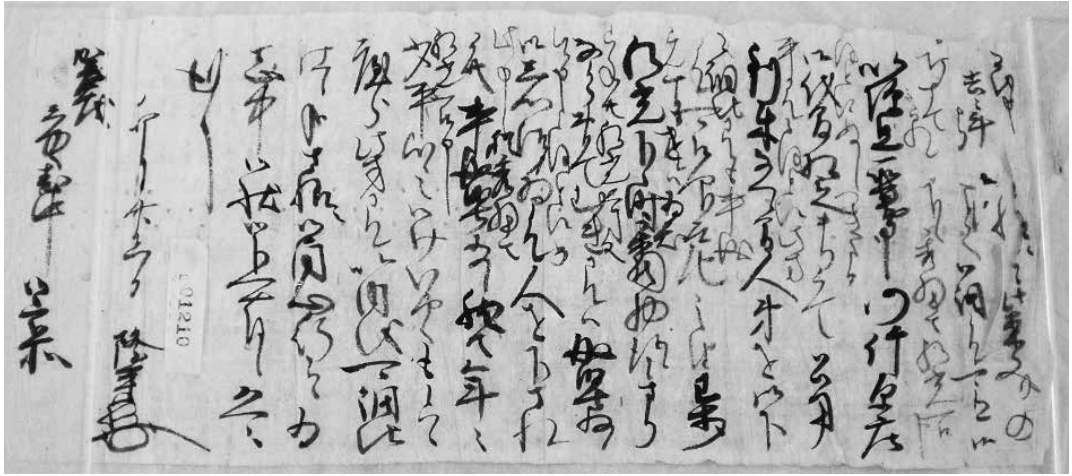
まず、IA二〇―I六永正七年二月日野村職久代官職請文を起点とする野村職久書状二通がある。後述するF二二七隆平書状などの内容から推してF二三五・F二四二両方とも、永正七年のものである。

次に、F二二九やI二四五算用状を年代決定の根拠として以下のよう  
にF二二七以下の年代整序ができる。永正十年四月二十六日のF二二七  
を起点にF二二九↓(F二三〇・F二三一・F二二八)↓(F二三二・  
F二二三)↓(F二五四・I二四五永正十年七月十日算用状)の順であ  
る。すると、宇喜多久家の代官補任はこれらの直後となるので、IA一  
七―I四代官宇喜多久家書状は永正十年十一月二十四日に定まり、F二二  
六とF二四〇の久家書状は翌年の永正十一年になる。

まず、最初のF二二七(永正十年)四月二十六日隆平書状(図版2)を示す。

表1 賀茂別雷神社文書 備前国竹原荘F二二六～二四二、二五四

番号(ⅡF)	年月日	文書名	差出所↓宛所
二二六	(永正十一年) 三月九日	備前国竹原荘代官宇喜多久家書状	久家(花押) ↓ 中内掃部助殿
二二七	(永正十年) 四月二十六日	市隆平書状	隆平(花押) ↓ 賀茂しゆく老中御宿所
二二八	(永正十年) 六月二十二日	市隆平書状	隆平(花押) ↓ 神主森殿御返報
二二九	(永正十年) 六月十日	兵庫助氏明・甲斐守季広連署書状案	兵庫助氏明・甲斐守季広 ↓ 市殿參御返報
二三〇	(永正十年) 六月二十一日	加賀守書状	加賀守(花押) ↓ 惣中参人々御中
二三一	(永正十年) 六月二十一日	市隆平書状	隆平(花押) ↓ 賀茂惣中へまいる
二三二	(永正十年) 六月二十九日	賀茂社惣中雜掌氏明・季広連署書状案	雜掌氏明・同季広 ↓ 加賀守殿御返事
二二三	(永正十年) 六月二十九日	森泰久書状案	泰久 ↓ 市民部少輔御返報
二三四	(永正十年) 六月吉日	兵庫助氏明・甲斐守季広連署書状案	兵庫助氏明・甲斐守季広 ↓ 市殿參御返報
二三四―二	(永正十年) 六月吉日	森泰久書状案	泰久 ↓ 市殿御宿所
二三五	(永正七年) 九月二十二日	野村職久書状	職久(花押) ↓ 賀茂社務まいる御報
二三六	年未詳十月十一日	岡久次書状	岡久次(花押) ↓ 御沙汰人中御申候
二三七	(永正十年) 十月十四日	市隆平書状	隆平(花押) ↓ 加賀守殿進之候
二三八	年未詳十一月二日	安政書状	安政(花押) ↓
二二九	年未詳十一月二日	勝政書状	勝政(花押) ↓ 御社務松下殿まいる御返報
二四〇	(永正十一年) 十一月二十二日	宇喜多久家書状	久家(花押) ↓
二四一	年未詳十二月九日	秀家書状	秀家(花押) ↓ 西池殿 ※倭文莊関係文書
二四二	(永正七年) 十二月二十一日	野村職久書状	職久(花押) ↓ 賀茂□□人々御中
二五四	(永正十年) 七月十日	市隆平書状	隆平(花押) ↓ 惣中へ御返事 ※前欠



図版2 F227 (永正10年) 4月26日 市隆平書状

猶々□て此案文のこたく御調候て可有御下候、委細者新光可被申候、なを申候、去々年より打すてられ候ほとに、ぬしつきたる事(主一長)にて候ほとに、此方之調法にても事成候んするをハ存知候ハね共、新光寺殿被申候ほとに、如此申候、猶委細者新光可被申候、

以便宜一筆申候、仍竹原庄御代官相定まり候ハて、公用到来なく候間、人弟(弟)を御下候て可被仰届之由、已前新光下候時、委細物語候、さりながらおもてむきにてハ成堅存候、御し(失)つ(堅)つみ候て、人を下され候共、事成堅存候、然者年々少事つ、之御けい(契約)やくも候ハ、涯分此方にて以内儀可調法仕候哉、さ様御同心行候ハ、為老中御状御下可有候、恐々謹言

卯月廿六日 隆平 (花押)

賀茂し(前)ゆく老中 御宿所

宛所の「賀茂宿老」は、上賀茂社の一四〇人で構成される氏人中のうち最年長一〇名で氏人の指導的立場にあつた人々である。隆平は在地にあつて、竹原荘の経営を契約に従つて内々に「調法」をしている人物である。傍線①、②には竹原荘の代官が定まらないので年貢が到来しないこと、二年前に荘経営が放棄されて経営の主体がないことが記されている。永正七年に代官となつた野村職久が永正八年(一五一一)には経営放棄したと考えてよかるう。隆平は荘経営を復活させるために、③に見られるように案文(土代)を示して返事を下すように要請している。

ところで、隆平とは何者であろうか。『賀茂禰宜神主系図』(賀茂県主同族会)によれば、神主・市保平の子、市隆平である。系図は音平(号市、神主)↓豊平↓修平と続き、さらに以下のように続く。

從三位  
神主

從五位上  
神主 民部大輔

隆平

繼平

長享三年五四從四位下

於当社不元服

長享元年十二廿五正四位上

同日 任民部大輔

同三年三朔從三位

祖父繼平・父保平は神主であったが、隆平の注書に「於当社不元服」とあることから、市隆平は何らかの理由で一時的に上賀茂社の氏人から外れていたようである。<sup>(26)</sup>市音平の子・則平の注書に「離氏人号安志五郎左衛門入道而仕武家」とあるように、氏人を離れて「武家」に出仕した人物もいる。市隆平とその母は赤松氏と密接な関係を持ち、赤松氏が守護所を置いた置塩に居住していた。<sup>(27)</sup>市隆平は、神社と赤松氏の関係を仲介することで、備前国竹原荘の守護請を推進する役割を果たしたと考えられる。

#### 四 永正十年における竹原荘の守護請成立過程

赤松氏の守護所置塩に居住していた市隆平に注目しつつ、竹原荘の守護請の内容や構造を考察してみよう。

F二二七市隆平書状に対する惣中側の返事が以下のF二二九（永正十年）六月十日、市殿宛、雑掌兵庫助氏明・甲斐守季広連署書状案である。

〔端裏書〕

〔就竹原儀市殿へ返事案文 惣〕

尚々彼代官事、此方にて宇喜多三河方（案）かたく申合候、可然様ニ被仰合候て彼方所持候ハ、可目出候、此由惣中よりよく可申之由候、

態人を下進候、仍先日者就竹原庄之儀、御懇之御状上セ給候、近比祝

著之至候、就中彼庄之代官職之事、去年浦上幸松方上洛之時、堅申合分候とても、御あつかい共（案）にて御座候者、かう松方代官所持候様ニ御申之御沙汰肝要候、将又御契約分事、示給候、当年より五貫文つ、三ヶ年之間、彼竹原之公用之内にて可進之候、如御存知少分之在所にて候間、此分にて可然様ニ御屋形様へ御申候て、急度社納候者、一社之大慶又ハ可為御祈禱候、巨細者、加賀守可被申候間、不能一二候、恐惶謹言、

六月十日

兵庫助

氏明

甲斐守

季広

市殿参

御返報

この書状は加賀守実直により播磨の置塩にいた市隆久に届けられた。この文書の年代は①「去年浦上幸松方上洛之時」により知れる。これは永正九年（一五一二）八月二十八日に浦上幸松（のちの村宗）は赤松義村の宥免を足利義尹に謝すため上洛したことを指す。よつてこの書状は永正十年のものである。竹原荘の代官請は浦上村宗が上洛時に上賀茂社の氏人物中と申し合わせて成立した。そして、このことは②「御あつかい」であるから、代官職は浦上村宗が所持することが「肝要」であると云っている。「御あつかい」の主体は「御屋形様」（赤松義村）である。備前国守護赤松義村が備前国の守護代格の浦上村宗に竹原荘の代官職を付与したことがわかる。さらに、尚書きを見ると、国代官については氏人物中の方で宇喜多三河守久家と申し合わせているので、宇喜多久家を国代官としてほしいと訴えていたこともわかる。代官職の補任対象者（上級代官）が浦上村宗で、国代官（下級代官）が宇喜多久家であることから浦上村宗と宇喜多久家の上下関係は明らかである。<sup>(29)</sup>

この書状は、F二二七市隆平書状に対する返事の写しである。前述したように、市隆平は案文(土代)を示して返事を下すように要請していたので、おそらくこのF二二九はほぼ市隆平の意向に添った内容に設えられていたのであろう。市隆平はこの書状を赤松氏に持参し、氏人惣中の主体的な意向として交渉に及んだと思われる。一方、上賀茂社氏人惣中はこの市隆平への書状を重書と理解していたので、写しを取っておき保管していたのである。<sup>(30)</sup>

③「御契約分事」とする「当年より五貫文つ、三ヶ年之間、彼竹原之公用之内にて可進之候」を検討してみよう。これは、氏人惣中との契約ではなく社司との契約であると思われる。多くの上賀茂社領荘園は社務の廻領であったが、文明八年(一四七六)の一社争乱の結果、氏人惣中が年貢取納を行い、社司はそこから契約分を受け取っていた。例えば、能登国土田荘では惣中と社司とで年貢を折半し、美作国倭文荘においては算用状に「分二」と記されるが一〇〇貫文につき一五貫文(つまり一五%)を社司が受け取っていた。<sup>(31)</sup>竹原荘の場合は、社司が三年間定額五貫文受け取ることを内容とするもので、氏人物中はこれを守護赤松義村に要請してほしいとしている。

一般に代官請の多くは、国人層の請負として現れ、国人が守護被官であることを以て守護請と理解されている場合が多い。しかし、竹原荘の代官請は、契約段階で国人ではなく守護方が主体的に動いているので、赤松義村―浦上村宗―宇喜多久家と上から下方的に成立したことが明瞭にわかる。

次に示すのはF二三〇(永正十年)六月二十一日加賀守書状である。市隆平と赤松氏との交渉の結果が、氏人物中へ伝えられた。

尚々以後々京進之儀者、市殿より御取沙汰候て御上セ候へのよし<sup>(由)</sup>

其方にて色々承候間、其分<sup>(誰)</sup>かい分此方<sup>(誰)</sup>□□□□六借敷事候間、御しんしやく□□□事候、我々就中御心得候由、被仰下候間、可被心安候、尚委細ハそ、上候て可申候へく候、

態以子候者注進申候、仍竹原之儀<sup>(誰)</sup>付、市殿於此方御苦勞共候、乍去御公用事者、前々之筋目申候之處、自野村方前々卅貫分被致京進之由、上より就御尋被申上候間、以其趣只今も卅貫分可渡給旨、被仰出候、可被成其御心得候、

一、夫<sup>(誰)</sup>ちん<sup>(誰)</sup>をも如先々可有御下行之由申候處、中々不可有下行之由候、一、在庄之儀も不被仰付候、就其御礼錢事、拾五貫文分入可申候、是も色々かんりやく<sup>(誰)</sup>の分候、但是ハ当年一年之事候、此内五百疋分ハ御取統之方へ自市殿可被遣之由堅被仰合候間、可被成其心得候、

一、か様<sup>(誰)</sup>自野村方卅貫文分□渡申候由、上へ御申候、定□前々野村方より送状又者請文などもあるへく候間、さ様之物をも此鎮光<sup>(誰)</sup>正文を可有御下候、御目<sup>(誰)</sup>かけ候ハ、我々罷上之時持参可申候、市殿よりも我々も先々者、卅五貫文分之由色々申候へとも、卅貫文之外者不可有御渡之由候条、迷惑事候、但当时之儀候者、先其分被請取候て、

当知行之筋目違候ハぬ様<sup>(誰)</sup>可有御談合候、然者、請取之あて所御屋形様之御つ<sup>(誰)</sup>はねとあそはし候て可然候、又市殿御母儀、日々御屋形へ御参候て、色々御くらう中々無申計候間、別儀<sup>(誰)</sup>文を被参候て御礼被仰候て可然候、尚巨細子候者、可申入候、尚々送状請文を見せ候とも申つめ候ハんするにてハなく候へ共、前々市殿も我々も聊爾を申候様<sup>(誰)</sup>被心得候間、且者、こ<sup>(誰)</sup>うそのためと云、如此申事候、恐々謹言

六月廿一日 加賀守(花押)

惣中参

人々御中

差出所の加賀守実直は、惣中の鬪取により選出され、播磨の置塩に住している市隆平のもとに、下向した氏人である。この書状により竹原荘の守護請について市隆平と赤松氏との交渉過程が以下の①～⑦の如く詳細にわかった。

①市隆平が守護所置塩で赤松氏との交渉を行った。②「上より」の尋ねに前代官野村職久が公用銭三十貫文（本来の請負額六十五貫文）を京進したと上申したので三十貫文を渡す。③夫賃・在庄費用の下行は認めない。④氏人の在庄費用を獲得するため、赤松方へ一五貫文の礼銭が必要であった。一五貫文のうち五貫文は「御取続之方」へ納めた。⑤公用銭三五貫文分を要求したが赤松氏は三〇貫文以外を拒否した。五貫文は社務分と考えられる。⑥公用銭三〇貫文の請取の宛所を「御屋形様之つほね」とすること。「つほね」は赤松義村を後見する洞松院尼である。⑦市殿の母が赤松義村のところに日参して色々御苦勞をしている。このことで市隆平と母は赤松氏の守護所置塩（字名「岡前」＝御構）付近に居住していたことがわかった。

続けてF二二三〇と共に惣中へ送られたF二二三一（永正十年）六月二十一日市隆平書状を示す。

猶々申候、此分御同心にて候ハ、御請取のあて所 御屋形様之御つほねへと御調候て御下可有候、尚々申候、我ら方へ社務よりも惣中よりもあんもんの上申候、此分御同心にて候ハ、御調候て御下可有候、

御状之通委細披見申候、仍竹原庄之儀付而、加賀守方被下候、涯分於此方調法仕候、前々儀者、代官相定候つる、只今之儀者、上々の御あつかいに候間、在庄・路銭・夫ちん之儀者、中々成間敷之由候、殊野村方三十貫文神納いたし候由、被申候之間、其すぢめに三十貫

文御渡可有之由候、され共前々野村方よりのおくり状又ハ請文なども御入可有候、しやうもんを此新光へ御下可有候、か様申候て事成らんするにてハなく候へ共、こうそのために候間、上へも可申上候、御礼物之儀、猶巨細之段加賀守注進可被申候、恐々謹言、

六月廿一日 隆平（花押）

賀茂

惣中へ まいる

この書状では「御屋形様之御つほね」・「上々」・「上」の字頭は欠字になつている。「上々」・「上」は、赤松義村とその後見人洞松院尼細川氏であろう。

加賀守書状を前提に市隆平は以下のように要点を述べている。①在庄費用・路銭・夫賃の下行の可否は「上々（赤松義村・洞松院尼）の御あつかい（扱）であるから中々うまくいかない。つまり、守護請の詳細に守護権力が深く関わつていると言つているのである。②公用銭を三〇貫文に決定するためには前代官野村職久の送状や請文の正文が必要である。隆平は公用銭の確保が最重要課題と考えているのである。

F二二三〇加賀守書状に対する惣中の返事が以下に示すF二二三一（永正十年）六月二十九日賀茂社惣中雜掌氏明・季広連署状案である。

〔端裏書〕

〔就竹原之儀返事あん 惣中〕

今度御注進之御状、別惣中江披露候處、承候分何も新儀共候間、不及覚悟之由候、

- 一、公用員数卅貫文と承事、
- 一、夫賃御副有間敷由事、
- 一、在庄儀あるましき由事、



一、路錢御出有間敷候由事、

一、浦上幸松方へ前<sup>②</sup>堅社より申合候間、能々御届あるへき候由、ねん比に申處<sup>②</sup>、さ様へ御□けいから候哉、注進なく候、近比曲事、然上者、何も<sup>不及覚悟者</sup>新儀共にて候間、更々衆儀者、同心申かたく候□□まつく早々御□あるへく候、□□此方にてたんかうをくわへ候へ、重而可申談候、□□□□可申入候由候、恐々、

六月廿九日

雜掌氏明  
同 季広

加賀守殿御返事

加賀守実直が報告してきた守護請の内容である①公用錢三〇貫文・夫賃・在莊費用・路錢の不下行は「新儀」で、惣中は納得できないとしている。ここで注目すべきは、年貢額とともに夫賃・在莊・路錢を守護側が出費・負担することも守護請の契約内容となっていたことである。②また、この内容は永正九年八月に浦上村宗が上洛した時に上賀茂社から浦上に「堅申含」めたことであつたとしている。つまり、この守護請は、守護権力の頂点にある赤松義村と洞松院尼が専断し、かつて賀茂社と浦上との間での契約事項が反故になったことになる。

一方、社務の森泰久は市隆平に「先々今度者、御辛勞共千萬祝着候」と述べている。惣中の不満は十分には解決されないままであつたが、市隆平と加賀守実直はとりあえず公用錢の確保に成功した。

F二五四（永正十年）七月十日市隆平書状を示す。

（前欠）

又業師寺方より御届へ之書状為御披見上申、何も此文共能々おかせら

るへく候、

一、路錢式十疋在庄式十疋野村方こたへのふん下行候、  
一、夫賃之事者、野村方前々無下行之由被申より無御下行候、さりながら先度注進如申候、野村方より夫賃下行候、定而送状なども御入可有候、重而此方へ給候て涯分申調目出、秋よりの儀者、夫賃相そへられ候様調法仕候て見候へく候、更々如在之儀有間敷候、  
一、拾五貫式百文御礼錢入候、下行方々加賀方可被申候、  
一、當公用より御局御取つき之間、五百疋之通御けいやく申候、  
一、母にて候物方へ百疋加賀方辛勞仕候て御礼候、色々斟酌仕候へ共、堅被申候間、先預申候、猶巨細段加賀守可被申候、恐々謹言、

七月十日

隆平（花押）

惣中へ  
御返事

すでに市隆平と賀茂社の惣中との間で書状の往還があつたが、これはF二二三惣中雜掌書状で守護請の内容に不満を申し立てたことに対する市隆平の返事である。①雜掌の不満の一つであつた路錢と在莊費用はそれぞれ二〇〇文ずつ下行された。②また、夫賃は今秋分から副えられるように「調法」することを述べている。これらは、市隆平やその母が「御局（洞松院尼）」と交渉した結果であろう。③なお、「御局御取次」により「五百疋之通御けいやく申候」となつた五貫文とは、社務分の公用錢と思われる。こうした成果を生み出すために、後述の算用状の如く一五貫二〇〇文の礼錢が必要であつた。④さらに、市隆平の母の「辛勞」に對して一貫文が出費された。これらの内容は後掲する加賀守実直が作成した算用状に反映されている。

ここで、「薬師寺方より御局へ之書状」の意味を考察しよう。赤松被官の段銭奉行に薬師寺貴能がいるが、守護請の子細について洞松院尼に宛てて書状を書くとは考えにくい。この薬師寺は京兆細川高国の被官・撰津守護代薬師寺国長であろう。とすれば、竹原荘の守護請については、背後に細川京兆家の存在を持つ洞松院尼の影響力が強く働いていたことになろう。

I二四五永正十年七月十七日竹原荘公用算用状は、F二五四隆平書状が京進された後に加賀守実直により作成された。

(端裏書)

〔就竹原儀加賀守殿算用状〕

注進 竹原庄公用到来算用状事

合卅貫文者

十五貫文 方々礼 但市殿より御つかい分

一貫文 市殿(後室)こうしつへ御礼分

二百文 薬師寺方奏者小森方

礼分

以上十六貫二百文<sup>二</sup>て礼分

残

十三貫八百文 京着之分

遣方

九十六文 下路銭六百文利平但二ヶ月分

五貫文 路銭給分

三百文 注進上下路銭分

十八文 利平一ヶ月分

五百文 越後守竹原下時給分

三百五十文 十五日日供下行

三百文 二月土解祭魚御料引かへ

虎寿大夫引

百廿文 三月より七月まで五ヶ月利平

八百廿八文 十三貫八百文夫賃引之

五百文 社務竹原へ御判礼分

五百文 十手御人数勘定足分

三百文 就竹原庄上使之儀 注進時

路銭 但六月二日上也

五百文 公方様かうかより御上洛之時

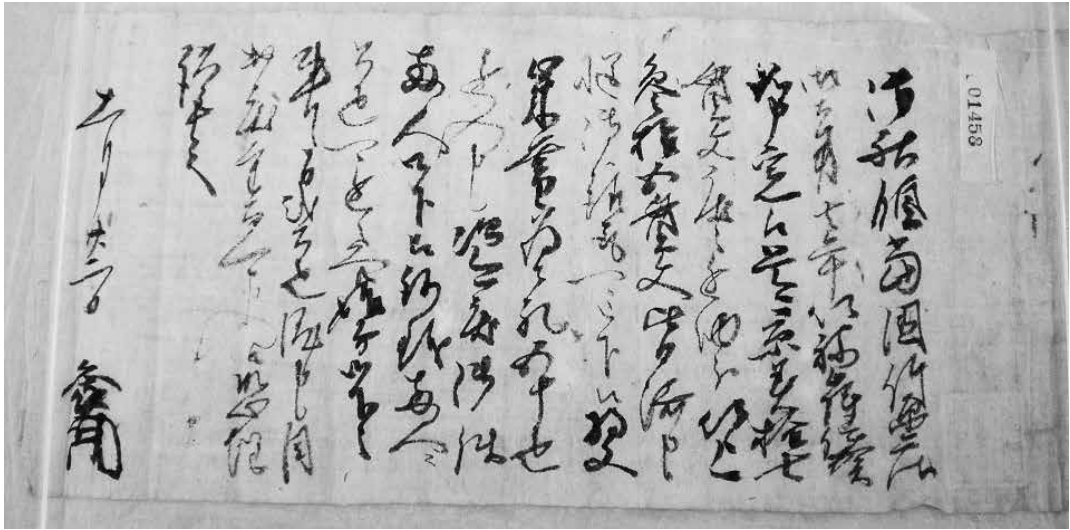
竹内殿へ被参路銭分

右算用之状如件、

加賀守

永正十年七月十七日 実直 (花押)

この算用状によりF二五四市隆平書状に記述された礼銭支出の事実が裏付けられる。竹原荘の公用銭は三〇貫文であったが、礼銭一六貫二〇〇文を差し引いた一三貫八〇〇文が京着した。遣方は京進された公用銭からさらに引き去られた必要経費で、一般の年貢算用状では除分といわれるものである。路銭給分の五貫文は下向した加賀守実直の得分である。最後の「五百文 公方様(足利義尹)、かうが(甲賀)より御上洛之時竹内殿へ被参路銭分」の記載は注目されるべきであろう。なぜなら、竹原荘の守護請成立過程において市隆平が京兆被官薬師寺国長の奏者に礼銭を出したことを指摘して管領細川高国の関与を示唆したが、さらに細川高国が奉戴する將軍足利義尹の動向<sup>39)</sup>に懸かった費用までもが公用銭の除分になっているからである。氏人物中は守護赤松氏による守護請により公用銭を確保しようとしたが、その実現のために管領京兆や將軍の影響力



図版3 F240 (永正11年) 11月22日 宇喜多久家書状

にも配慮していたことがわかる。惣中は守護請の成否が地方権力のみな  
らずそれと連関する中央権力の動向に左右されていたのである。

これ以後の竹原荘の史料は乏しい。F二四〇(永正十一年)十一月二十  
二日宇喜多久家書状(図版3)を示す。

御社領當国竹原庄御公用、去年以祢岸伊賀如申定候、只今京着拾七貫  
文、度々進納分以上參拾五貫文皆済申候、慥御請取可被下候、將又歳  
暮為御礼五十疋進入申候、次今度御使兩人御下候、路錢兩人二百疋可  
進之候へ共、始而御下之事候間、式百疋渡申候、目出度重而可申入候、  
恐惶謹言、

十一月廿二日 久家(花押)

『目録』では久喜書状とあるが、F二二六と同様に国代官に就任した  
宇喜多久家の書状である。宛所はない(他の多くの事例と同様にいつの時に、  
破り取られている)。F二二六では一〇貫文の公用銭の社納が知られる。  
その後おそらく八貫文の京進があり、ここで一七貫文を納めて、三十五  
貫文の皆済となった。永正十年七月以後の市隆平の交渉力により、社務  
分の五貫文が上乘せされたものと思われる。また、下向した氏人惣中の  
使二人にそれぞれ一貫文の路錢が渡されている。これも前年にはなかつ  
たことであるから、交渉の結果神社側の要求が入られたと思われる。

なお、この宇喜多久家書状を含め、全三通の宇喜多久家書状には「祢  
岸伊賀守」が登場する。「祢岸」は鎌倉時代末に地頭に補任された根岸  
季親を祖先とする国人で、竹原荘内に字名「根岸」も残っていることか  
ら見て、現地の徴税実務などを取り仕切っていた下級荘官であろう。<sup>(4)</sup>と  
すれば、当時の竹原荘の守護請は、京兆家細川高国―洞松院尼―赤松義  
村―浦上幸松丸―宇喜多久家―祢岸伊賀守の重層構造により実現された

(11) 賀茂別雷神社領備前国竹原荘の守護請について(辰田)

ことがわかる。

おわりに

賀茂別雷神社領備前国竹原荘の永正十年頃の守護請について考察したが、その成果をまとめる。

①竹原荘の国代官には、永正七年二月に赤松氏被官野村職久が補任された後、永正十年十一月二十四日に宇喜多久家が就任した。久家が宇喜多氏であることは、花押の照合により確実となった。また、この作業で宇喜多久家書状が都合三通あることがわかった。宇喜多能家の父を久家とする従来の説は再考されるべきである。宇喜多久家は上賀茂社の氏人惣中の強い推挙によって就任した代官であった。このため、三通目の久家書状に見られるように、公用銭の皆済や使者への路銭給付など氏人惣中の利益に多くの貢献をしている。

②父が神主であった市隆平は賀茂社の氏人組織から外れ、彼の母とともに赤松氏が守護所を置いていた置塩(岡前)付近に居住し、赤松氏に近侍した。彼は上賀茂神社との間を仲介し、備前国竹原荘の守護請が実現するように主導した。

③播磨・備前・美作の守護赤松義村が幼少で十分な執政能力がない時期に、守護家後室である洞松院尼が印判状を発給して所領・所職の安堵や諸役免除の認可を行った。これらの史料に基づいて洞松院尼の執政をどのように評価するかについて議論が行われてきた<sup>(4)</sup>。これらの議論を踏まえ、野田泰三は、洞松院尼の印判状は赤松氏の当主である義村の意を奉じる形式をとっており、義村が成人するまでの中継ぎ的な性格が強く、洞松院尼の治政は特段に個性的なものではないとするものの、細川政元の姉という立場で赤松氏の立場を有利に導く対外交渉での存在感を高く評価している<sup>(4)</sup>。ところで、これまでの洞松院尼の印判

状や訴訟関係史料は播磨国に限定されていた。しかし、備前国竹原荘の守護請の考察を経て以下のように総括できるであろう。永正十年前後の守護赤松義村は細川政元姉洞松院尼の後見の下にあり、洞松院尼の執政の及ぶ範囲は播磨国だけでなく備前国に及んだ。また、守護請の実現に際し、中央政権の將軍や京兆家と連携があり、荘園領主の賀茂別雷神社との関係を含め洞松院尼自身の強い影響力が反映されている。

④永正十年頃の竹原荘の守護請(代官請)は、洞松院尼―赤松義村―浦上幸松丸(のちの村宗)―宇喜多久家―椋岸伊賀守の重層構造であったことがこの文書群により明らかになった。さらに、政治的背景として中央権力者である管領細川高国(取次は業師寺国長)の支えがあったことも想定できた。このようなしくみは、明応年間の東寺領備中国新見荘の代官京兆細川政元―名代京兆内衆秋庭元重―在京代官妹尾重康―国代官忠氏の重層構造と同一である<sup>(4)</sup>。

本稿では十分な検討ができなかったが、竹原荘関連の算用状が一通ある。これらは、永正四年(一五〇七)から永正十五年(一五一八)までである。この時期は守護赤松氏の政権が比較的安定していた時期である<sup>(4)</sup>から、賀茂別雷神社領の竹原荘からの公用収取は守護赤松氏に依存していたと言えよう。

[註]

(1) 京都府古文書調査報告書第一四集。賀茂別雷神社文書一三六三九通が分類・整理されている。『目録』の「文書解題篇」には、近江国舟木荘・若狭国宮河荘・加賀国金津荘・能登国土田荘についてそれぞれ要を得た解説がある。

(2) 二〇一八年五月二十日・二十一日に史料編纂所で賀茂別雷神社文書の

写真帳を調査した。写真帳は九六冊、架蔵番号六一七二・六二・一八〇、一九七〇年代に奥野高廣・岩澤愿彦の調査・撮影によるものである。次いで、二〇一八年十二月十一日、賀茂別雷神社で竹原荘関係文書の閲覧と撮影をした。

- (3) 須磨千頤「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」一、二(『南山経済研究』六一二、二一三、一九九一年、一九九八年)。同「賀茂別雷神社領美作国河内庄・倭文庄」土倉による荘園年貢収納の請負について―賀茂別雷神社の所領能登国土田庄の年貢収納に関する土倉野洲井の活動―「土倉の土地集積と徳政―賀茂別雷神社境内における土倉野洲井の土地所職買得をめぐって」(『荘園の在地構造と経営』吉川弘文館、二〇〇五年)。

- (4) 東四柳史明「加賀国金津荘と能登国土田荘」など(『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版、二〇〇六年)。川戸貴史A「加賀国金津荘の荘家一揆と一向一揆」(『ヒストリア』二〇七、二〇〇七年)、同B「戦国期荘園の悪銭問題―賀茂別雷神社領荘園の事例から―」(『戦国期の貨幣と経済』吉川弘文館、二〇〇八年)。皆木欣歌「倭文地区の歴史」(『中世編…中世の美作国倭文庄―賀茂別雷神社所蔵文書から読み解く―』二〇一三年)。
- (5) 野田泰三「戦国期における守護・守護代・国人」(『日本史研究』四六四、二〇〇一年)、同「戦国期赤松氏研究の課題と一、二の試論」(『年報赤松氏研究』二、二〇〇九年)。畑和良「浦上村宗と守護権力」(『岡山地方史研究』一〇八、二〇〇六年)。渡邊大門「播磨国守護赤松義村とその時代」(『兵庫県の歴史』三四、一九九八年)、同「戦国期赤松氏の領国構造」(『年報赤松氏研究』一、二〇〇八年)、同「戦国期赤松氏の研究」岩田書院、二〇一〇年。魚屋翔平「戦国期大内氏と岡山県地域の諸勢力の関係―備中国を中心に―」(『岡山地方史研究』一三五、二〇一五年)など。

- (6) 案文がⅡF七―一四にある。
- (7) 案文がⅡF七―一三にある。
- (8) 「班鳩寺記録甲」(『太子町史』第三卷、一九八九年)の永正十一年に「上之御使者二八、後藤大和守方・松川阿波守方・野村方」とあり、天文

十四年・十五年には赤松氏奉行人として署判している(小林基伸「戦国期赤松氏奉行人発給文書一覽」(兵庫県立歴史博物館特別展図録『古文書が語る播磨の中世』、一九九四年))

- (9) 前掲川戸貴史B論考。

- (10) 『黄薇古簡集』巻第一一赤坂郡、伊田村小十郎所蔵五十通のうちに見える。『岡山県史編年文書』所収「備前難波家文書」。なお、宇喜多久家の花押は、東京大学史料編纂所の影写本のものを利用した。

- (11) 『吉備地方中世古文書集成(一) 備前西大寺文書』就実大学吉備地方文化研究所、二〇一七年。

- (12) 水野恭一郎「武家社会の歴史像」国書刊行会、一九八三年。『国史大辞典』「宇喜多久家」・「宇喜多能家」の項(水野恭一郎)。

- (13) 原本不明。『岡山県古文書集』第三輯(山陽図書出版、一九五六年)には、この宇喜多能家寄進状について「調査の際、原本見あたらず。故に『岡山市史』所載の写真版及び『黄薇古簡集』によつて補う」とある。

- (14) 『黄薇古簡集』巻第一三和気郡下、三石村。このことは、畑和良前掲論文に指摘がある。

- (15) 斎藤夏来「宇喜多能家の画像賛」(『岡山ゆかりの肖像画(平成三十年度特別展図録)』岡山県立博物館、二〇一八年)、同「画像賛の語る宇喜多能家と戦国政治史」(『名古屋大学人文学研究論集』二、二〇一九年)。

- (16) 案文がⅡF九―二にある。

- (17) 『上道郡誌』、一九二二年。

- (18) 片山御子神社の祭神は玉依比売命(たまよりひめのみこと)で、賀茂別雷神の母である。
- (19) 新宮神社の祭神は高麗神(たかおかみのかみ)で、貴布禰神社の祭神と同じである。平安時代後期に、貴布禰神社と上賀茂神社の新宮の混同がおこっている。

- (20) ⅡB―一〇一永正十二年閏三月五日一社一同置文。

- (21) 榎原雅治「備前国」(『講座日本荘園史9 中国地方の荘園』吉川弘文館、一九九九年)。
- (22) 元亨二年二月十一日右京権大夫藤原某奉書(『古文書集』二、岡山県

史編年史料」一二九七。

(23) 『伺事記録』延徳二年九月二十六日条(室町幕府引付史料集成上)。

(24) 須磨千頼「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について(二)」『南山経済研究』六一三、一九九二年。

(25) 『神道大系 神社編八 賀茂』(一九八四年)の「賀茂社家系図第二平之一流」も同様であるが、それぞれの人物に注書はない。なお、『賀茂禰宜神主系図』はWEB上で公開されているものを参照した。

(26) 永正八年八月二十日時点での社司家は、「鳥居大路殿・竹内殿・松下殿・森殿・祝殿・社務馬場殿」の六家で、市氏は社司家から外れている(ⅡB一八五―社一同置文)。F二二三三(永正十年)六月二十九日森泰久書状案の宛所は「市民部少輔殿」である。そこで、氏人置文などの史料により「民部少輔」の存在を確かめると、永正九年四月(ⅡB一九〇)氏人中置文を最後に以後の置文にその存在が確認できない。その後、「民部少輔」の署名が現れるのは、大永六年五月(ⅡB一〇九)からである。但し、これらの「民部少輔」の署名には花押が押されていないので、市隆平と同一人物であるかどうか不明である。

(27) F二二〇(永正十年)六月二十一日加賀守書状に「市殿御母儀、日々御屋形へ御参候て」とある。置塩と赤松氏の関係は、依藤保「播磨置塩城主赤松氏の動向」(『播磨置塩城発掘調査報告書』兵庫県飾磨郡夢前町教育委員会、二〇〇六年)に詳述されている。これによれば、守護赤松氏の置塩への拠点移動は、洞松院尼の意思に基づくこととされる。

(28) 永正九年(一五一一)までの政治動向は、以下の通りである。永正四年(一五〇七)六月二十三日、いわゆる永正の錯乱により管領細川政元が暗殺される。同年八月一日、細川高国、澄之を殺す。永正五年七月一日、足利義尹が將軍宣下を受ける。永正八年八月十六日、細川澄元派の政賢が入京し、足利義尹・細川高国・大内義興が丹波へ奔る。同年八月二十四日、船岡山の戦いにより、細川高国・大内義興が細川澄元・政賢を破る。その時、赤松義村は澄元派であった。同年九月一日、足利義尹、入京する。永正九年六月十八日、洞松院が尼崎で細川高国と会談し、足利義尹と赤松義村の和議となる。同年八月二十八日、浦上村宗が上洛し、

赤松義村の宥免を謝す。同年十一月五日、赤松次郎へ名前義村・官途兵部少輔が下賜される。

(29) 浦上村宗が上級の代官職の補任対象であったことは、宇喜多久家自身が以下のように記していることからわかる。「旧冬申入候御補任宛所事、御同心之由、山本殿承候、為御礼以折昏申候、御補任浦上幸松かたへ被下候者、折昏銭則可致京進候」(F二二六(永正十一年)三月九日宇喜多久家書状)。

(30) F二三四―兵庫助氏明・甲斐守季広連署状案はF二二九とほぼ同一内容である。宇喜多久家を国代官に補任することを市隆平に宛てて要請する書状写しが二通存在することになる。なお、F二三四の一では「浦上かうまつ方去年上洛之時」の「浦上かうまつ方」の部分を「宇喜多三河守方」と誤って書いて墨抹をして訂正している。また、「かう松方代官所持候様」の「かう松」も「彼三河」と書き墨抹・訂正している。宇喜多久家を国代官に補任することに重点が置かれていたことを伺わせる。

(31) 須磨千頼「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について(二)」『南山経済研究』六一一、一九九一年。

(32) I二四五永正十年七月十日竹原荘公用算用状に加賀守実直とあり、花押が同一である。なお、この時期には加賀守を名乗る氏は二人いる。

(33) 公用銭の収納のために金津荘・土田荘・倭文荘に下向した氏人をそれぞれ加賀下・能登下・倭文下と呼び田舎下と総称する。彼らは鬪取により選ばれた(須磨千頼「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」(三)『南山経済研究』七―三、一九九二年)。加賀守もこれらと同様に公用銭の収納に当たり、後述する算用状を作成している。給分は五貫文である。なお、加賀守実直は明応四年(二四九五)には惣中の沙汰人になっている(ⅡB一―二六明応五年正月十日職中恒例算用状)。

(34) 「右御公用銭者、毎年六十五貫文」請申候處、実正也、然者、為競馬料四月与拾月両度上皆済可申候」(IA二〇―六永正七年二月日野村職久備前国竹原庄代官職請状)。

(35) 「御公用度々廿六貫文上申候、相残四貫文只今進納申候、皆済御請取可致然御意候」(F二四二(永正七年)十二月二十一日野村職久書状)。

- (36) ほほ同内容の神主森泰平宛の隆平書状がある。F二二八(永正十年)六月二十一日市隆平書状。『目録』は六月を五月と誤っている。
- (37) F二二八市隆平書状への社務からの返事がF二三三(永正十年)六月二十九日森泰久書状である。
- (38) F二三三(永正十年)六月二十九日森泰久書状。
- (39) 永正九年(一五一一)三月に後柏原天皇が足利義尹の意向に反して大内義興を従三位に叙したことを契機に、義尹は管領細川高国・大内義興・畠山高順らと対立し、永正十年三月に一時京都を出奔して近江国甲賀郡に逃れた。これに対して細川高国・大内義興・畠山高順らは將軍の下知に背かない旨の起請文が作成して和解が成立して京都に帰還した。
- (40) 例えば、東寺領備中国新見荘の田所金子衡氏のような存在が想定できる。
- (41) 今谷明「赤松政則後室洞松院尼細川氏の研究―中世の於ける女性権力者の系譜―」(『室町時代政治史論』塙書房、二〇〇〇年)。渡邊大門「播磨国守護赤松義村とその時代」(『兵庫県の歴史』三四、一九九八年)。
- (42) 野田泰三「戦国期播磨における大名家妻室について―赤松政則後室洞松院を中心に―」(『女性歴史文化研究所紀要』二二六、二〇一八年)。
- (43) 拙稿「明応の政変前夜の政治動向と新見荘」(『室町期・戦国期備中国新見荘の研究』日本史料研究会、二〇一二年)。
- (44) 永正十五年(一五一八)以後の備前国・美作国では以下のように争乱が続く。永正十五年七月十一日、浦上村宗が備前三石城に拠り赤松義村に背く。同年十一月九日、赤松義村が浦上村宗討伐のため三石城を攻撃する。永正十七年四月二十日、義村の部将小寺則職が村宗方の美作岩尾城を攻撃する(『赤松記』)。同年七月八日、村宗の部将宇喜多能家が美作に出陣する(『備前軍記』)。大永元年(一五二二)九月十七日、浦上村宗が赤松義村を暗殺する。

〔補註〕

二〇一九年十二月六日にマイクロフィルム版「賀茂別雷神社座田家文書」の史料調査を行った。そのなかで、註(26)の市隆平についての新知見を得

たので補う。リール一八の五七一「永正七年・天文六年御籍写」は、一番神主から二一番氏神祝まで各番一〇人程度で結番された二一番構成の氏人組織を具体的に記したものである。これにより、永正七年四月日時点での氏人の官途名と実名の対応がわかる。一番は神主・馬場茂久、二番正禰宜・肥前守保廣、三番正祝・治部少輔嘉久などと続き、一番新宮祝は千光大夫隆平とある。これが市隆平であるならば、隆平は官途名の千光大夫を永正十年までに民部少輔と変更したことになる(永正七年時点の民部少輔は一番の二人目松下数久である)。ところで、永正九年までの氏人中置文の署名を調べてみると、千光大夫は一切確認出来ないの、市隆平はこの時期には在京していないと思われる(賀茂別雷神社史料編纂委員会「賀茂別雷神社史料Ⅰ氏人置文」、二〇一九年)。なお、永正十年五月三日、氏人中置文(ⅡB―九三)などや永正十六年八月日、氏人中置文(ⅡB―一〇六)に千光大夫の署判があるが、図版二・F二二七の市隆平の花押とはまったく異なる。

※本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「賀茂別雷神社文書の調査・研究」(二〇一八年度)の研究成果の一部である。二〇一九年三月二十四日、京都大学陳列館における史料編纂所共同研究報告会で「賀茂別雷神社領備前国竹原荘の守護請について」と題して口頭で報告を行った。その際、多くの方から貴重な御意見を頂きました。また、賀茂別雷神社文書の翻刻については高橋敏子氏より誤脱を指摘して頂き、助言を得ました。賀茂別雷神社文書の写真掲載は、賀茂別雷神社よりご許可を賜りました。記して御礼申し上げます。

なお、表1の文書と竹原荘関連の算用状の翻刻を「賀茂別雷神社領竹原荘関係史料の紹介」として『岡山朝日研究紀要』四一号(二〇二〇年三月予定)に掲載します。